

事業請負成績調書成績評定採点表〔完成・一部完成〕

		検査年月日																									
		契約番号																									
工事名		契約金額(最終)										円															
受注者名		工期			～							完成年月日															
検査項目		補助技術評価職員					技術評価職員					技術検査職員(既済・中間)					技術検査職員(完成)										
		氏名					氏名					氏名					氏名										
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																					
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																					
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0														
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0														
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 <sup>※2</sup>						+20.0～ 0																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 <sup>※3</sup>	+7.0～ 0																									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点										
評定点(65点±加減点合計) <sup>※1</sup>		① 点					② 点					③ 点					④ 点										
評定点計		点					○中間技術検査があった場合：(①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③は中間技術検査が2回以上の場合は平均値 ○中間技術検査がなかった場合：(①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																				
7. 法令遵守等 <sup>※7</sup>							点																				
評定点合計 <sup>※8</sup>		点					○評定点計 - 法令遵守等																				
8. 総合評価技術提案 <sup>※9</sup> 技術提案履行確認																											
所見 <sup>※5</sup>		【補助技術評価職員】										【技術評価職員】										【技術検査職員】					

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加減点合計) = 評定点 (各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。)

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4. 5. 6. は、加点評価とする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、技術検査職員(完成)の評価に先立ち、補助技術評価職員、技術評価職員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、技術評価職員が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。